

多機能型(複数の事業を組み合わせる実施する場合)の特例

<p>多機能型とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 多機能型とは、指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業所一体的に行う事業所のことをいう □ 児童発達支援においては、児童発達支援センターで行う場合と、児童発達支援センター以外で行う場合で、指定基準は別に設けてあるが、指定通所支援の種類としては同様になるため、センターとセンター以外の多機能型事業所という概念はない □ 多機能型による事業所に係る指定は、多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行う。 □ 同一敷地内において、複数の事業所が1又は複数の指定通所支援を実施する場合は、原則、1の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取り扱う <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>* 一体的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること ②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制にあること ③苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること ④事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること ⑤人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われているとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。 </div> □ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
<p>利用定員に関する特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 多機能型事業所は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行うすべての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上
<p>従業者の員数に関する</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 従業者については、管理者を除いて専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれ事業の専従要件は課さない。その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数を確保する必要がある。
<p>設備に関する特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。